

資料 5 - 3

( 5 - 3 - 1 ~ 5 - 3 - 5 )

# 説明資料

( 諮問第 496 号、諮問第 497 号関係 )

- ・ すけとうだら日本海北部系群





# スケトウダラ（日本海北部系群）①

スケトウダラは北太平洋に広く生息し、本系群はこのうち日本海の東側に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量等は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。

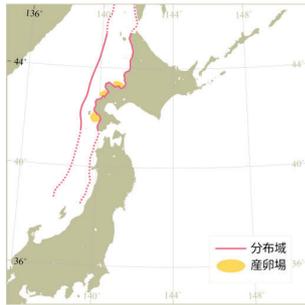


図1 分布域

分布の中心と主産卵場は日本海の北海道沿岸と考えられる。

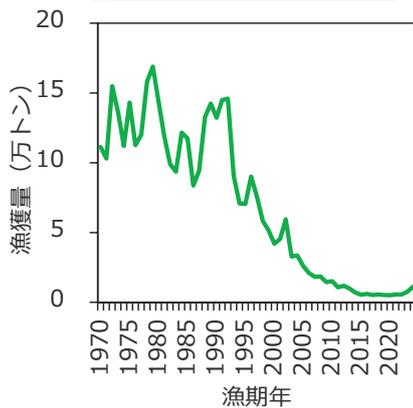


図2 漁獲量の推移

漁獲量は1993年漁期以降減少傾向で推移し、2015～2022年漁期には0.5万～0.6万トンの範囲であった。TACの増加に伴い2023年漁期の漁獲量は0.8万トンに増加し、2024年漁期はさらに増加して1.1万トンであった。

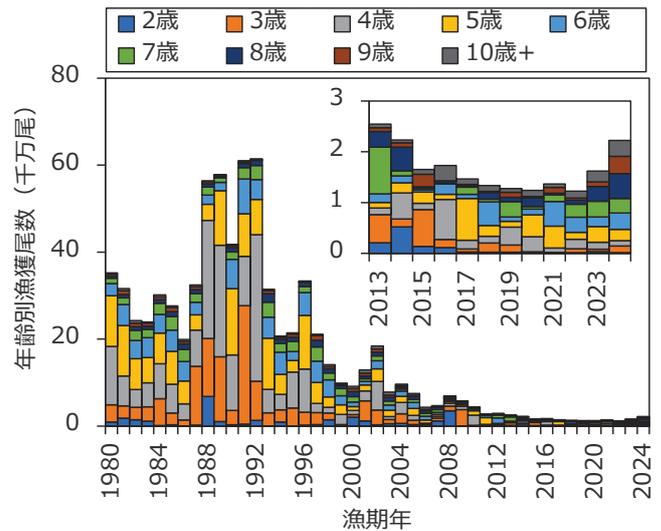


図3 年齢別漁獲尾数の推移（右上は2013年漁期以降の拡大）

1990年漁期前後の漁獲量が多かった時期は3～5歳魚が漁獲の大部分を占めていたが、1997年漁期以降3～5歳魚の割合は減少した。2014年漁期以降では2012、2015、2016、2018年級群が漁獲物の主体であった。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

1

# スケトウダラ（日本海北部系群）②

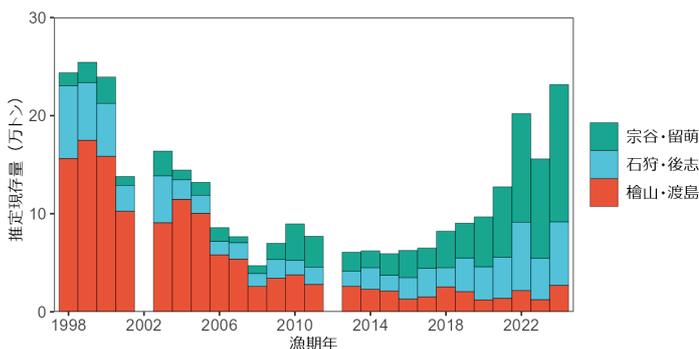


図4 親魚量指標値の推移

産卵親魚分布調査（調査船調査）から得られた10月時点の親魚現存量をコホート解析における親魚量のチューニング指標値とした。2024年漁期の親魚現存量は23.2万トンと推定され、1990年代後半と同水準まで増加している。

1990年代後半は檜山・渡島など南部に多く分布していたが、近年は宗谷・留萌など北部に多く分布しており、資源構造が変化している。

※2002、2012年漁期は荒天により欠測

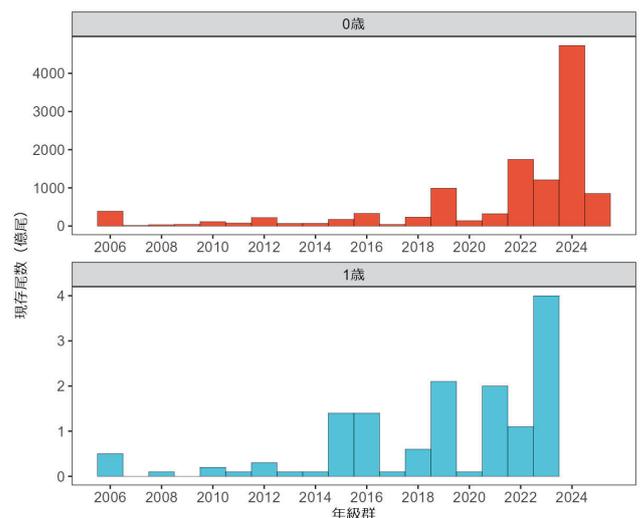


図5 加入量指標値の推移

仔稚魚分布調査および未成魚分布調査（共に調査船調査）から得られた4月時点の0歳および8～9月時点の1歳の現存尾数をコホート解析における加入量のチューニング指標値とした。2025年漁期以降に加入する2023年級群以降も高い豊度で推定されているが、近年は仔稚魚も北部に偏って分布しており、オホーツク海への流出が懸念される。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

2

# スケトウダラ（日本海北部系群）③

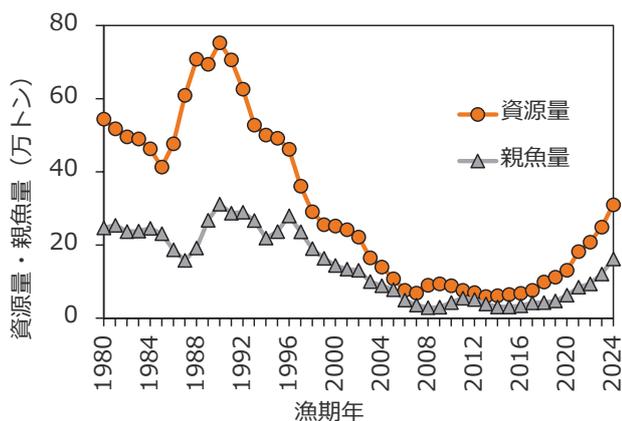


図6 資源量と親魚量の推移

本系群は漁獲対象となるのが2歳以降であるため、2歳魚以上の資源量を示す。近年は、豊度が高い2012、2015、2016、2018、2019、2021、2022年級群が発生したことによって、資源量は2014年漁期以降、親魚量は2016年漁期以降増加傾向にある。2024年漁期の資源量は31.0万トンと前年漁期から増加し、親魚量は16.2万トンであった。

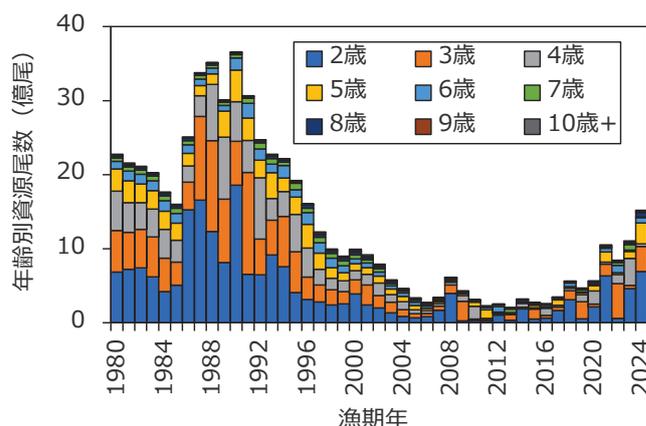


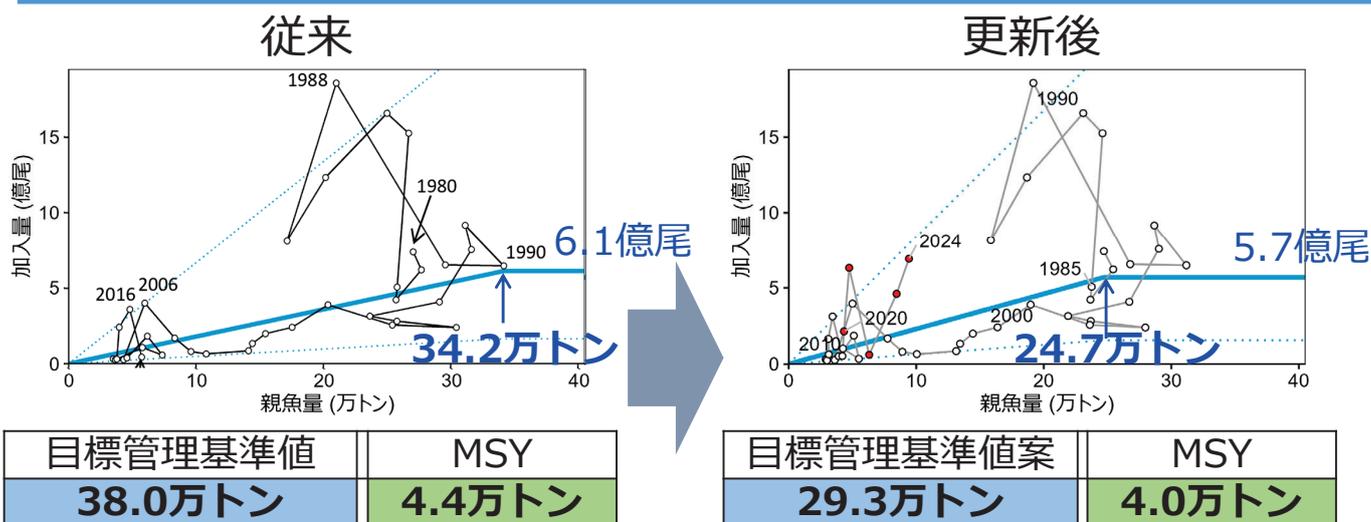
図7 年齢別資源尾数の推移

資源尾数は1992年漁期以降減少傾向を示したが、近年は豊度が高い年級群が2歳で加入した年に増加している。2024年漁期の資源尾数は2019、2021、2022年級群が大半を占めた。2006年級群以降で2歳時点の資源尾数が0.5億尾以下の低い豊度は2007～2009および2011年級群のみであった。なお、加入量は各年の2歳魚の資源尾数である。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

3

## 再生産関係の更新



- この5年間（赤丸）で親魚量が少なく加入が多い情報が増えた  
→ 再生産関係（青線）で一定となる加入はほぼ変わらず、折れ点の親魚量は減少
- 加えて、生物パラメータ（体重、成熟率等）を最新情報に更新  
→ MSY を実現する水準の親魚量が38.0万トンから29.3万トンに低下、MSYもやや減少

4

# スケトウダラ（日本海北部系群）④

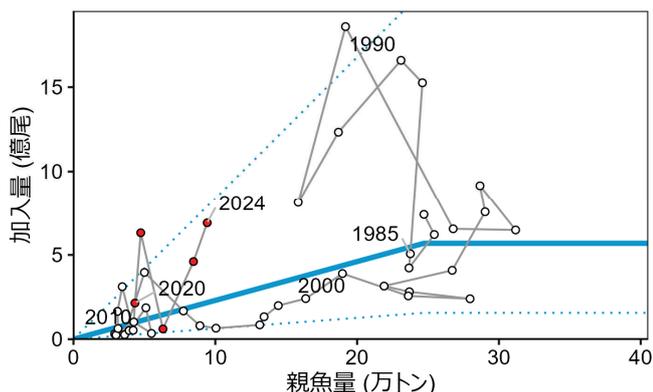


図8 再生産関係

1980～2022年漁期の親魚量と1982～2024年漁期の加入量に対し、ホッカー・スティック型再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で、実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

直近5年間を赤印とした。図中の数字は2歳魚が加入した漁期年を示す。

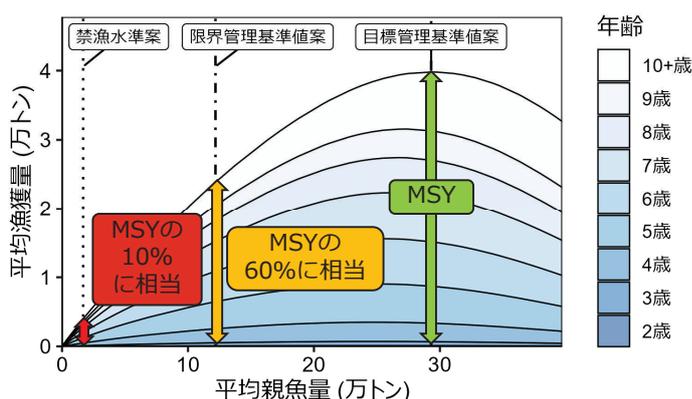


図9 管理基準値案と禁漁水準案

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は29.3万トンと算定される。目標管理基準値案はSBmsy、限界管理基準値案はMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準案はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2024年漁期の親魚量	MSY	2024年漁期の漁獲量
29.3万トン	12.2万トン	1.7万トン	16.2万トン	4.0万トン	1.1万トン

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

5

# スケトウダラ（日本海北部系群）⑤

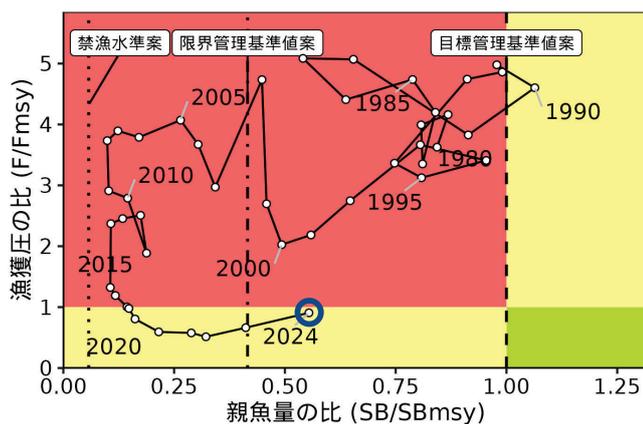


図10 神戸プロット（神戸チャート）

親魚量（SB）は、1990年漁期を除き最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）を下回っており、2024年漁期の親魚量はSBmsyの0.55倍である。漁獲圧（F）は、2018年漁期以降、SBmsyを維持する漁獲圧（Fmsy）を下回っており、2024年漁期の漁獲圧はFmsyの0.91倍である。

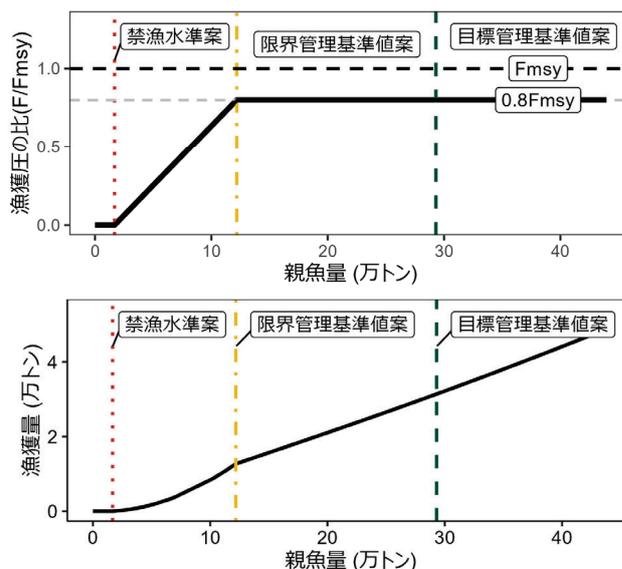


図11 漁獲管理規則案  
（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

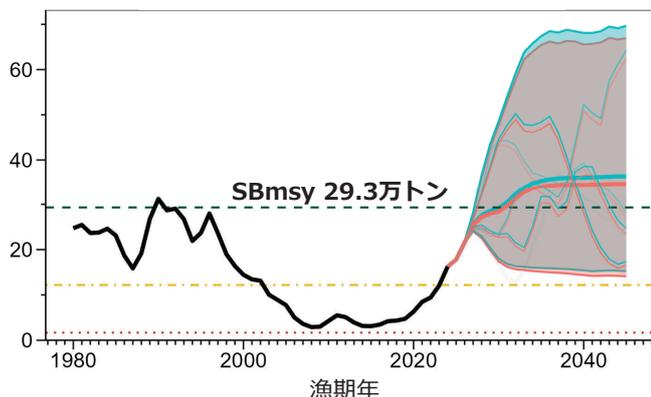
Fmsyに乘じる調整係数であるβを0.8とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

6

# スケトウダラ（日本海北部系群）⑥

将来の親魚量（万トン）



将来の漁獲量（万トン）

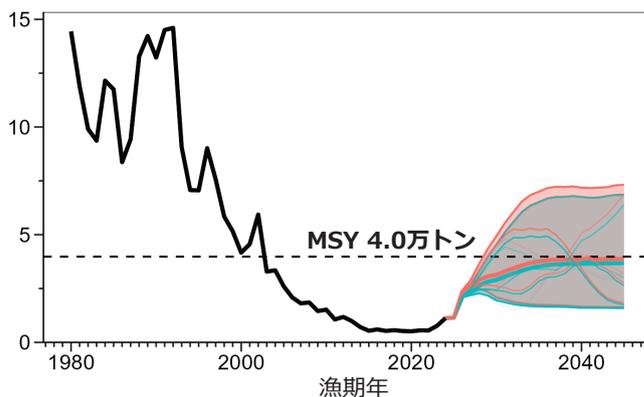
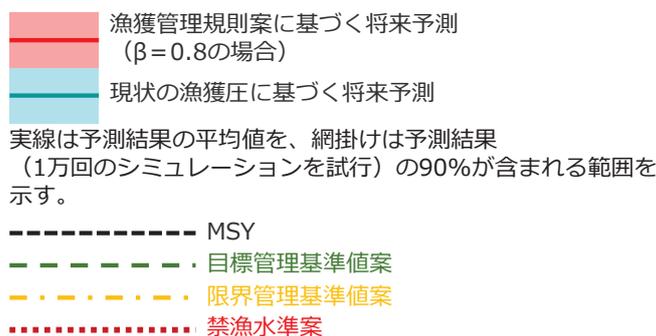


図12 漁獲管理規則案の下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

βを0.8とする漁獲管理規則案に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。

中長期的には親魚量および漁獲量はそれぞれ増加して、親魚量の平均値はSBmsyに、漁獲量の平均値はMSYに近づく。

調査船調査から2022年級群以降も豊度が高いと推定されるため、今後も資源は増加すると予測される。



本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

# スケトウダラ（日本海北部系群）⑦

表1. 将来の平均親魚量（万トン）

2036年漁期に親魚量が目標管理基準値案（29.3万トン）を上回る確率

β	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2041	
1.0	17.8	21.6	24.9	26.2	26.6	26.8	27.8	29.3	30.5	31.0	31.2	31.2	31.0	45%
0.9			25.1	26.7	27.3	27.6	28.7	30.3	31.6	32.3	32.6	32.7	32.7	50%
0.8			25.3	27.2	27.9	28.4	29.6	31.4	32.7	33.6	34.0	34.3	34.5	54%
0.7			25.6	27.6	28.6	29.2	30.6	32.5	34.0	35.0	35.5	35.9	36.4	59%
0.6			25.8	28.1	29.3	30.1	31.6	33.6	35.3	36.4	37.1	37.7	38.5	64%
0.5			26.1	28.6	30.1	31.0	32.7	34.9	36.6	37.9	38.8	39.5	40.7	68%
現状の漁獲圧			25.6	27.6	28.5	29.1	30.5	32.3	33.8	34.8	35.3	35.7	36.1	58%

表2. 将来の平均漁獲量（万トン）

β	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2041
1.0	1.1	2.9	3.1	3.4	3.6	3.6	3.8	3.9	4.1	4.2	4.2	4.2	4.2
0.9		2.6	2.9	3.2	3.3	3.4	3.5	3.7	3.8	3.9	4.0	4.0	4.1
0.8		2.4	2.6	2.9	3.1	3.1	3.3	3.4	3.6	3.7	3.8	3.8	3.9
0.7		2.1	2.3	2.6	2.8	2.9	3.0	3.2	3.3	3.4	3.5	3.5	3.6
0.6		1.8	2.0	2.3	2.5	2.6	2.7	2.8	3.0	3.1	3.2	3.2	3.3
0.5		1.5	1.7	2.0	2.1	2.2	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	3.0
現状の漁獲圧		2.1	2.3	2.6	2.8	2.9	3.1	3.2	3.3	3.5	3.5	3.6	3.7

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、βを0.5～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2022～2024年漁期の平均:β=0.71相当）の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2025年漁期の漁獲量はTACと2022～2024年漁期の平均TAC消化率の積により仮定し、2026年漁期から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。β=0.8（標準値）とした場合、2026年漁期の平均漁獲量は2.4万トン、2036年漁期に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率は54%と予測される。資源再建計画における目標年である2041年漁期に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率は、βが0.9の場合は50%、βが0.8の場合は55%である。

※表の値は今後の資源評価により更新される。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

# 漁獲量固定シナリオと繰り越しの試算

- 第4回（8月6日）のステークホルダー会合において、参加者から「漁獲量を固定するシナリオを希望する」「TAC未消化分の繰り越しを希望する」等の意見が挙げられた。
- その後、水産庁漁場資源課からも、漁獲量固定シナリオや繰り越しに関する試算依頼を受領した。

（依頼内容）

管理開始から**漁獲量を3年固定および5年固定した場合の将来予測結果を示す**。固定する漁獲量は、2031年漁期に暫定管理基準値（限界管理基準値案）を上回る確率が50%を達成する $\beta$ における2026年漁期漁獲量の周辺の値とする。

$\beta$ に基づく管理を行った場合に**TACの繰越を想定した場合の将来予測結果を示す**。繰越の方法に対する試算・評価については、令和2（2020）年度に開催されたスケトウダラ両系群の資源管理方針に関する検討会で貴機構から説明された方法と同様とする（管理開始から1年おきにTACの5%、10%、15%、20%、25%、30%を獲り残し、翌年のTACに繰り越し全量漁獲する）。

なお、上記の検討にあたっては、いずれの漁期年においても**漁獲圧が最大持続生産量を達成する漁獲圧を超えないこととする**。

9

## 漁獲量固定シナリオの試算

（試算の条件）

- 管理開始（2026年漁期）から3年間または5年間の漁獲量を固定
- 固定する漁獲量は2.5、2.6、2.7、2.8、2.9、3.0万トン
- 漁獲圧はMSYを達成する水準を超えないこととする
- 漁獲量固定の期間が終わったら、翌年漁期からは漁獲管理規則による漁獲

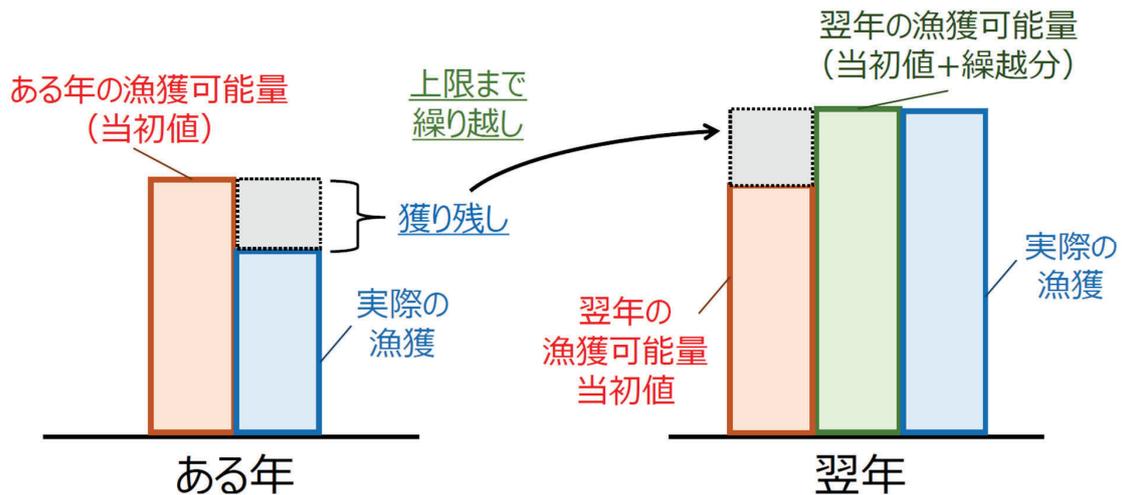
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	～	2036
3年間固定	→		→			→					
5年間固定	→		→				→				
	TAC×直近3年の消化率		漁獲量固定			漁獲管理規則					
	資源量推定	資源評価	管理開始					当初の目標年			更新10年後

10

# TACの繰り越しに関する試算

(試算の条件)

- 漁獲管理規則 ( $\beta$ 管理) と親魚量とで漁獲可能量 (TACの当初値) が決まる。
- TAC当初値に対する獲り残しが生じれば、翌年への繰り越し対象となる。
- ある年にTAC当初値の5~30%を獲り残し、翌年にその年のTAC+繰越分 (TAC当初値の5~30%を翌年TACに追加) を全て漁獲する。  
→ 1年おきに繰り越し & 全量漁獲が起こる



11

## 漁獲量固定シナリオと繰り越しの試算まとめ

漁獲量固定シナリオ ( $\beta=0.8$  (標準値) とした場合)

- **3年固定は2.9万トン以下、5年固定は2.7万トン以下**であれば、漁獲圧がFmsyを超えることなく、固定した漁獲量を全て獲ることが可能。
- 固定期間の後は、 $\beta=0.9$ 以下であれば10年後に目標管理基準値案を上回る確率は50%以上となる。

繰越シナリオ

- **$\beta=0.9$ でTAC当初値の5%、 $\beta=0.8$ で同15%を上限に翌年に繰り越す**ことは、10年後の目標管理基準値案に達成確率と漁獲圧がFmsyを上回るリスクから判断して許容可能

※ 直近5年 (2020~2024年漁期) のTAC消化率は順に

77%、67%、70%、49%、47%

12

# スケトウダラ日本海北部系群の 資源管理について

---

水産庁

資源管理方針の見直し

---

## 資源管理方針見直しの経緯

令和3年4月	漁業法に基づくTAC管理開始
令和7年8月5、6日 (※管理開始5年目)	第4回ステークホルダー会合
令和7年10月29、30日	第5回ステークホルダー会合
令和7年12月12日	第6回ステークホルダー会合

※ 資源管理基本方針の第9に「農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を、当該資源管理基本方針に記載されているそれぞれの水産資源についておおむね5年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」と規定。

2

### 第6回ステークホルダー会合のとりまとめ

- 1 資源管理の目標は、研究機関から提案された値を基に時期の更新及び修辭上の修正を行うこととする。
- 2 漁獲シナリオは、 $\beta = 0.9$ で管理年度当初のTACの5%を上限にTACの未利用分を翌管理年度に繰り越すシナリオとする。
- 3 漁獲シナリオの見直しに伴い、別紙4-2の資源再建計画の見直しを行う。

※  $\beta$  : 漁獲シナリオにおいて、漁獲圧力を決定する際に用いる調整係数をいう。

3

# 資源管理目標(案)

項目	令和8管理年度～	現行
目標管理基準値(Target Reference Point: TRP) =MSYを達成するために維持・回復させるべき目標となる親魚量	29.3万トン	38.0万トン
限界管理基準値(Limit Reference Point: LRP) =下回ってはいけない資源水準の値(MSYの60パーセントを達成するために必要な親魚量)	12.2万トン	17.1万トン
禁漁水準値 =MSYの10%の漁獲量が得られる親魚量	1.7万トン	2.5万トン

4

# 漁獲シナリオ(案)

- 親魚量が令和18年度(2036年度)に、50%以上の確率で目標管理基準値を上回るよう、親魚量の値に応じ、漁獲圧力を調整する漁獲シナリオとする。
  - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、MSYを達成する水準に調整係数( $\beta = 0.9$ )を乗じた漁獲圧力とする。
  - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準値以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
  - ウ 親魚量が禁漁水準値を下回る場合には、漁獲圧力を0とする。
- ABCは、資源評価において示されるその年の資源量の予測値に、漁獲シナリオに基づき算出した漁獲圧力を乗じて算出し、管理年度当初のTACはABCを超えない値とする。

表1. 将来の平均親魚量(万トン) 2036年漁期に親魚量が目標管理基準値案(29.3万トン)を上回る確率

$\beta$	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	
1.0			24.9	26.2	26.6	26.8	27.8	29.3	30.5	31.0	31.2	31.2	45%
0.9			25.1	26.7	27.3	27.6	28.7	30.3	31.6	32.3	32.6	32.7	50%
0.8			25.3	27.2	27.9	28.4	29.6	31.4	32.7	33.6	34.0	34.3	54%
0.7	17.8	21.6	25.6	27.6	28.6	29.2	30.6	32.5	34.0	35.0	35.5	35.9	59%
0.6			25.8	28.1	29.3	30.1	31.6	33.6	35.3	36.4	37.1	37.7	64%
0.5			26.1	28.6	30.1	31.0	32.7	34.9	36.6	37.9	38.8	39.5	68%
現状の漁獲圧			25.6	27.6	28.5	29.1	30.5	32.3	33.8	34.8	35.3	35.7	58%

表2. 将来の平均漁獲量(万トン)

$\beta$	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
1.0		2.9	3.1	3.4	3.6	3.6	3.8	3.9	4.1	4.2	4.2	4.2
0.9		2.6	2.9	3.2	3.3	3.4	3.5	3.7	3.8	3.9	4.0	4.0
0.8		2.4	2.6	2.9	3.1	3.1	3.3	3.4	3.6	3.7	3.8	3.8
0.7	1.1	2.1	2.3	2.6	2.8	2.9	3.0	3.2	3.3	3.4	3.5	3.5
0.6		1.8	2.0	2.3	2.5	2.6	2.7	2.8	3.0	3.1	3.2	3.2
0.5		1.5	1.7	2.0	2.1	2.2	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9
現状の漁獲圧		2.1	2.3	2.6	2.8	2.9	3.1	3.2	3.3	3.5	3.5	3.6

5

## TACの未利用分の繰越し(現行ルールの継続)

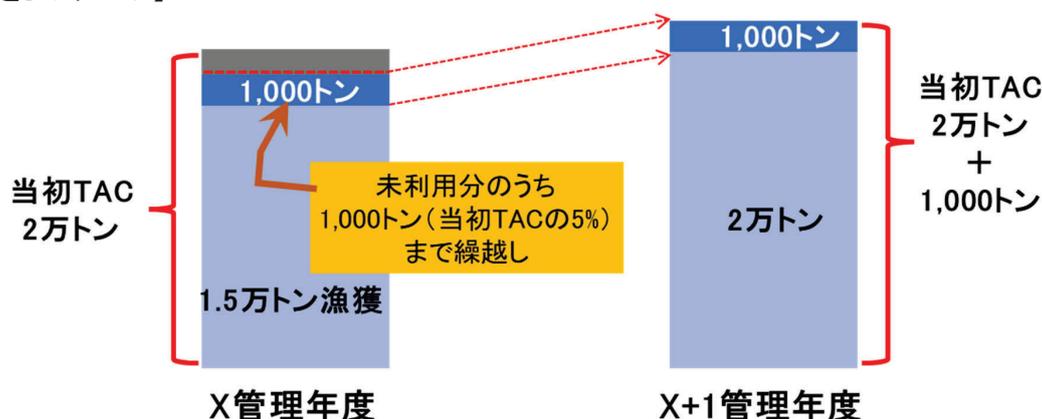
- 管理年度の終了に伴い確定したTACの未利用分については、当該管理年度当初のTACの5パーセントを上限に翌管理年度に繰り越す。
- 繰り越した未利用分は、数量明示区分(配分数量を明示した都道府県及び大臣管理区分)ごとの未利用分の数量の比率を用いて各数量明示区分に比例配分する。

【すけとうだら日本海北部系群資源管理方針(資源管理基本方針別紙2-8)(抄)】

### 3 漁獲可能量の未利用分の繰越しについて

管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度の当初の漁獲可能量の5パーセントを上限に翌管理年度に繰り越すこととし、数量を明示した都道府県及び大臣管理区分(以下3において「数量明示区分」という。)ごとの未利用分の数量の比率を用いて各数量明示区分に比例配分する。

【繰越しのイメージ】



6

## 参考:「TAC複数年固定」と「TAC未利用分の繰越し」に係る試算結果

- 1 第4回ステークホルダー会合において、研究機関から提示された漁獲シナリオの案に追加の試算を求める意見が出た。
  - TACを固定する
  - TACの未消化分を翌管理年度に繰り越す

### 2 研究機関の試算結果は以下のとおり。

#### <TACを複数年固定>

- 3年固定は2.9万トン以下、5年固定は2.7万トン以下であれば、許容可能。
- 固定期間後は、 $\beta = 0.9$ 以下であれば10年後に目標管理基準値案を上回る確率は50%以上となる。
- なお、TACの固定期間中の資源評価の結果、漁獲圧力が、MSYを達成する漁獲圧力を超過することが見込まれる場合には、漁獲シナリオを見直す。

#### <TACの未利用分を翌管理年度に繰越し>

- $\beta = 0.9$ で管理年度当初のTACの5%、 $\beta = 0.8$ で同15%を上限に翌年に繰り越すことは、許容可能。

7

## 資源再建計画の検証及び見直し

---

8

### スケトウダラ日本海北部系群の資源再建計画について

---

- すけとうだら日本海北部系群については、令和2(2021)年度の資源評価で親魚量が限界管理基準値を下回る状態にあると判断されたことから、令和3(2022)年に資源再建計画を策定した。
- いかなる措置を講じても当該水産資源の資源水準の値が10年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復する見込みがなかったことから、資源管理基本方針に基づき、資源再建計画の期間は令和4(2023)管理年度から令和23(2041)管理年度までとし、暫定管理基準値(10年を超えない期間ごとに回復させるべき目標となる資源水準の値)は限界管理基準値である親魚量17.1万トンとした。

9

## スケトウダラ日本海北部系群の資源再建計画について(続き)

- 資源再建計画において講ずる措置は、以下のとおり。
  - ① 親魚量が令和13(2031)年に50%以上の確率で暫定管理基準値を上回るよう、資源管理基本方針別紙2-9に規定する漁獲シナリオに基づき調整する漁獲圧力と、資源評価において示される資源量の予測値から算出されるABCの範囲内でTACを設定する。
  - ② 当該水産資源の漁獲の大部分を占める北海道において、以下の取組を行う。
    - ア 当該水産資源を漁獲対象とする主な漁業者団体等が海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定の下で取り組んでいる小型魚の漁獲を抑制する資源管理の継続を促進する。
    - イ 各地域、漁業種類ごとに、漁業法に基づく資源管理協定等に基づき、漁獲努力量の削減や小型魚の保護、産卵親魚の保護等の措置に取り組む。
    - ウ すけとうだら日本海北部系群資源管理漁業者協議会において、資源管理の取組状況や資源状況の情報・課題等を関係者間で共有し、資源管理の取組を効果的に推進する。
  - ③ 沖合底びき網漁業において、漁業法に基づく資源管理協定等に基づき、当該水産資源を目的とした操業隻日数の上限及び北海道日本海地区での年間の漁獲上限を定めるとともに、漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合は漁場移動を行い、その後の操業で漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合や、総水揚量が一定量を超えた場合は操業を自粛する。
  - ④ 引き続き資源調査等の充実を図る。

10

## スケトウダラ日本海北部系群の資源再建計画の検証について

- 農林水産大臣は、少なくとも2年ごとに資源評価に基づき資源再建計画の達成状況の検証を行うこととし、その結果に基づいて計画の見直しその他必要な措置を講じるものとされている。
- 令和7年度の資源評価に基づく資源再建計画の達成状況の検証の結果は、以下のとおり。
  - 2024年漁期の親魚量(16.2万トン)は、限界管理基準値案を上回っている。
  - 親魚量は、漁獲シナリオの調整係数( $\beta$ )が0.9以下であれば、令和18(2036)年に50%以上の確率で目標管理基準値案(MSYを実現する水準)を上回る。
- 検証結果に基づき、また、ステークホルダー会合の取りまとめを踏まえ、資源再建計画の見直しを行うこととした。

表：将来の平均親魚量（万トン）

$\beta$	2025	2026	2036年漁期に親魚量が目標管理基準値案（29.3万トン）を上回る確率											
			2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2041	
1.0			24.9	26.2	26.6	26.8	27.8	29.3	30.5	31.0	31.2	31.2	31.0	45%
0.9			25.1	26.7	27.3	27.6	28.7	30.3	31.6	32.3	32.6	32.7	32.7	50%
0.8	17.8	21.6	25.3	27.2	27.9	28.4	29.6	31.4	32.7	33.6	34.0	34.3	34.5	54%
0.7			25.6	27.6	28.6	29.2	30.6	32.5	34.0	35.0	35.5	35.9	36.4	59%
0.6			25.8	28.1	29.3	30.1	31.6	33.6	35.3	36.4	37.1	37.7	38.5	64%
0.5			26.1	28.6	30.1	31.0	32.7	34.9	36.6	37.9	38.8	39.5	40.7	68%
現状の漁獲圧			25.6	27.6	28.5	29.1	30.5	32.3	33.8	34.8	35.3	35.7	36.1	58%

11

## スケトウダラ日本海北部系群の資源再建計画の見直しについて(案)

- 資源再建計画の終了年度については、当該水産資源の資源水準の値が50%以上の確率で当該目標管理基準値の案を上回ると資源評価が示した年度である令和18管理年度へ見直す。
- 2024年漁期の親魚量は、既に当該限界管理基準値の案を上回っていることから、暫定管理基準値は限界管理基準値である旨を規定する資源再建計画の第3は削除する。

項目	見直し(案)	現行
第2 資源再建計画 の期間	令和4管理年度から令和18管理年度まで	令和4管理年度から令和23管理年度まで
第3 暫定管理基準値	(削除)	(1) 暫定管理基準値は、限界管理基準値である親魚量171千トンとする。 (2) 暫定管理基準値達成年度は、10年後の令和13年度(2021年度)とし、当該年度に資源水準の値が暫定管理基準値を上回る確率は、50パーセントとする。

12

## スケトウダラ日本海北部系群の資源再建計画の見直しについて(案)(続き)

その他、資源再建計画で定める「講ずる措置」については、必要な修正を行う。

項目	見直し(案)	現行
第4 資源再建計画 において講ずる措置	(1) 別紙2-9に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。	(1) 別紙2-9に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、令和2年度(2020年度)及び令和3年度(2021年度)の資源評価の結果を踏まえ、次の①及び②の措置を講ずることとする。 ① 別紙2-9の第4に定められた漁獲シナリオに基づき漁獲圧力を調整する。 ② 別紙2-9の第5に従い、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、当該漁獲圧力を乗じることで得られる値を超えない量を漁獲可能量とする。

次スライド

13

## スケトウダラ日本海北部系群の資源再建計画の見直しについて(案)(続き)

項目	見直し(案)	現行
第4 資源再建計画 において講ずる措置	(2) すけとうだら日本海北部系群の漁獲の大部分を占める北海道において、以下の取組を行う。	(2) すけとうだら日本海北部系群の漁獲の大部分を占める北海道において、以下の取組を行う。
	<p>① すけとうだら日本海北部系群を漁獲対象とする主な漁業者団体等が、海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第13条に基づく資源管理協定を締結して取り組んでいる小型魚の漁獲を抑制する資源管理の継続を促進し、当該資源の回復を図ることとする。</p> <p>② 各地域、漁業種類ごとに、法第124条に基づく資源管理協定等に基づき、漁獲努力量の削減や小型魚の保護、産卵親魚の保護等の措置に取り組むこととする。</p> <p>また、行政機関、資源評価を行う研究機関関係漁業者等により構成されるすけとうだら日本海北部系群資源管理漁業者協議会を必要に応じ開催し、資源管理の取組状況や資源状況の情報・課題等を関係者間で共有することにより、資源管理の取組を効果的に推進する。</p>	<p>① すけとうだら日本海北部系群を漁獲対象とする主な漁業者団体等が、海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第13条に基づく資源管理協定を締結して取り組んでいる小型魚の漁獲を抑制する資源管理の継続を促進し、当該資源の回復を図ることとする。</p> <p>② 各地域、漁業種類ごとに、法第124条に基づく資源管理協定等に基づき、漁獲努力量の削減や小型魚の保護、産卵親魚の保護等の措置に取り組むこととする。</p> <p>また、行政機関、資源評価を行う研究機関関係漁業者等により構成されるすけとうだら日本海北部系群資源管理漁業者協議会において、資源管理の取組状況や資源状況の情報・課題等を関係者間で共有することにより、資源管理の取組を効果的に推進する。</p>

次スライド

14

## スケトウダラ日本海北部系群の資源再建計画の見直しについて(案)(続き)

項目	見直し(案)	現行
第4 資源再建計画 において講ずる措置	(変更無し)	(3) 沖合底びき網漁業において、法第124条に基づく資源管理協定等に基づき、すけとうだら日本海北部系群を目的とした操業隻日数の上限及び北海道日本海地区での年間の漁獲上限を定めるとともに、漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合は漁場移動を行い、その後の操業で漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合や、総水揚量が一定量を超えた場合は操業を自粛することとする。
	(4) <u>引き続き資源調査等の充実を図ることとする。</u>	(4) <u>令和3年度(2021年度)の資源評価結果においては、近年の漁獲圧力の値が最大持続生産量を達成する水準を下回ると評価されたが、資源量は全体的に下方修正されたため、生物学的許容漁獲量が増大していない状況にある。</u> 引き続き資源調査等の充実を図ることとする。

15

## 「別紙 2-9 すけとうだら日本海北部系群」における資源管理の目標、漁獲シナリオ等の変更について

### 1 変更の趣旨

- (1) 資源管理基本方針の本則の第 9 の規定により、「農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を、当該資源管理基本方針に記載されているそれぞれの水産資源についておおむね 5 年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更する」こととされている。
- (2) 特定水産資源である、すけとうだら日本海北部系群については、5 年ごとの見直しのため、令和 7 年 8 月から 12 月にかけて、資源管理基本方針の本則の第 8 の 1 に基づく「資源管理の方針に関する検討会」を 3 回開催し、最新の資源評価に基づく資源管理の目標の案及び資源水準の値に応じた漁獲シナリオの案について議論した。その結果、研究機関から提案された目標管理基準値等を採用すること等が取りまとめられた。  
また、同会合において、資源再建計画の達成状況の検証が行われ、検証結果が議論された。その結果、計画の見直しを行うこととなり、このことも会合の取りまとめに盛り込まれた。
- (3) 上記「資源管理の方針に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、すけとうだら日本海北部系群の資源管理の目標や漁獲シナリオ等を定める資源管理基本方針の「別紙 2-9」及び資源再建計画を定めた資源管理基本方針の「別紙 4-2」の関連する規定について、所要の変更を行う。

### 2 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおり。

変更後	変更前
<p>(別紙2-9 すけとうだら日本海北部系群)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 資源管理の目標</p> <p>1 目標管理基準値 <u>293千トン</u> (最大持続生産量を達成するために要な親魚量)</p> <p>2 限界管理基準値 <u>122千トン</u> (最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)</p> <p>(削る。)</p> <p>3 禁漁水準値 <u>17千トン</u> (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)</p> <p>第4 漁獲シナリオ</p> <p>(削る。)</p> <p>1 漁獲シナリオ 令和7年度(2025年度)の資源評価に基づき、親魚量が令和18年度(2036年度)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 管理年度当初の漁獲可能量の算定方法 生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>(別紙2-9 すけとうだら日本海北部系群)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 資源管理の目標</p> <p>1 目標管理基準値 <u>380千トン</u> (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)</p> <p>2 限界管理基準値 <u>171千トン</u> (最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)</p> <p>3 <u>暫定管理基準値</u> 限界管理基準値である171千トン (別紙1の2(1)のただし書の場合の目標となる親魚量)</p> <p>4 禁漁水準値 <u>25千トン</u> (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)</p> <p>第4 漁獲シナリオ</p> <p>1 <u>暫定管理基準値に係る漁獲シナリオ</u> 令和2年(2020年)の資源評価に基づき、親魚量が令和13年(2031年)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の3の暫定管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。</p> <p>2 <u>目標管理基準値に係る漁獲シナリオ</u> 親魚量が令和23年(2041年)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、別紙1の3の規定に基づき検証を行った資源再建計画の達成状況等を踏まえて、漁獲シナリオの検討を進めることとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 漁獲可能量の算定方法 生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、3の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p>1・2 (略)</p>

1

<p>3 漁獲可能量の未利用分の繰越しについて 管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度の当初の漁獲可能量の5パーセントを上限に翌管理年度に繰り越すこととし、<u>数量を明示した都道府県及び大臣管理区分(以下3において「数量明示区分」という。)</u>ごとの未利用分の数量の比率を用いて各数量明示区分に比例配分する。</p> <p>第7～第9 (略)</p>	<p>3 漁獲可能量の未利用分の繰越しについて <u>数量を明示した都道府県及び大臣管理区分(以下3において「数量明示区分」という。)</u>において、管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度の当初の漁獲可能量の合計の5パーセントを上限に翌管理年度に繰り越すこととし、<u>数量明示区分ごとの未利用分の数量の比率を用いて各数量明示区分に比例配分する。</u></p> <p>第7～第9 (略)</p>
---	--

変更後	変更前
<p>(別紙4-2 すけとうだら日本海北部系群)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 資源再建計画の期間 令和4管理年度から令和18管理年度まで (削る。)</p> <p>第3 資源再建計画において講ずる措置 (1) 別紙2-9に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。</p> <p>(2) すけとうだら日本海北部系群の漁獲の大部分を占める北海道において、以下の取組を行う。</p> <p>① (略)</p> <p>② 各地域、漁業種類ごとに、法第124条に基づく資源管理協定等に基づき、漁獲努力量の削減や小型魚の保護、産卵親魚の保護等の措置に取り組むこととする。</p> <p>また、行政機関、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等により構成されるすけとうだら日本海北部系群資源管理漁業者協議会を必要に応じ開催し、資源管理の取組状況や資源状況の情報・課題等を関係者間で共有することにより、資源管理の取組を効果的に推進する。</p>	<p>(別紙4-2 すけとうだら日本海北部系群)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 資源再建計画の期間 令和4管理年度から令和23管理年度まで</p> <p>第3 暫定管理基準値 (1) 別紙2-9の第3の資源管理の目標に定めるとおり、暫定管理基準値は、限界管理基準値である親魚量171千トンとする。 (2) 別紙2-9の第4の漁獲シナリオに定めるとおり、暫定管理基準値達成年度は、10年後の令和13年度(2031年度)とし、当該年度に資源水準の値が暫定管理基準値を上回る確率は、50パーセントとする。</p> <p>第4 資源再建計画において講ずる措置 (1) 別紙2-9に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、令和2年度(2020年度)及び令和3年度(2021年度)の資源評価の結果を踏まえ、次の①及び②の措置を講ずることとする。 ① 別紙2-9の第4に定められた漁獲シナリオに基づき漁獲圧力を調整する。 ② 別紙2-9の第5に従い、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、当該漁獲圧力を乗じることで得られる値を超えない量を漁獲可能量とする。</p> <p>(2) すけとうだら日本海北部系群の漁獲の大部分を占める北海道において、以下の取組を行う。</p> <p>① (略)</p> <p>② 各地域、漁業種類ごとに、法第124条に基づく資源管理協定等に基づき、漁獲努力量の削減や小型魚の保護、産卵親魚の保護等の措置に取り組むこととする。</p> <p>また、行政機関、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等により構成されるすけとうだら日本海北部系群資源管理漁業者協議会において、資源管理の取組状況や資源状況の情報・課題等を関係者間で共有することにより、資源管理の取組を効果的に推進する。</p>

3

<p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>引き続き資源調査等の充実を図ることとする。</u></p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) 令和3年度(2021年度)の資源評価結果においては、近年の漁獲圧力の値が最大持続生産量を達成する水準を下回ると評価されたが、資源量は全体的に下方修正されたため、生物学的許容漁獲量が增大していない状況にある。<u>引き続き資源調査等の充実を図ることとする。</u></p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 (略)</p>
--	---

4

## 令和 8 管理年度（令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月）すけとうだら日本海北部系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 8 年 2 月  
水 産 庁

### 1 TAC（案）

#### （1）設定の考え方

- ① 親魚量が令和 18 年度（2036 年度）に、少なくとも 50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、親魚量の値に応じ、次の方法で漁獲圧力を調整する（漁獲シナリオ）。
  - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、MSYを達成する水準に調整係数（ $\beta = 0.9$ ）を乗じた漁獲圧力とする。
  - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
  - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
- ② 資源評価において示される当該管理年度の資源量の予測値に、漁獲シナリオにより得られる漁獲圧力を乗じた値をABCとし、管理年度当初のTACは当該値を超えない量とする。

#### （2）令和 8 管理年度（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
すけとうだら日本海北部系群	26,000 トン

#### （参考 1）資源管理の目標

- (1) 目標管理基準値：293 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：122 千トン（最大持続生産量の 60%を達成するために必要な親魚量）
- (3) 禁漁水準値：17 千トン（最大持続生産量の 10%が得られる親魚量）

#### （参考 2）TACの未利用分の繰越し

当該管理年度のTAC未利用分を、当該管理年度の当初の漁獲可能量の5%を上限として翌管理年度に繰り越す（令和 7 管理年度のTAC未利用分についても、令和 7 管理年度の当初の漁獲可能量の5%を上限として令和 8 管理年度に繰り越す）。

(参考3) T A C及び漁獲実績推移

単位：トン

特定水産資源	R7(2025) 管理年度	R6(2024) 管理年度	R5(2023) 管理年度	R4(2022) 管理年度	R3(2021) 管理年度
T A C	19,700 (20,840)	22,900 (23,660)	15,300 (15,675)	7,500 (7,890)	7,900 (8,220)
漁獲実績	-	11,195	7,641	5,485	5,546

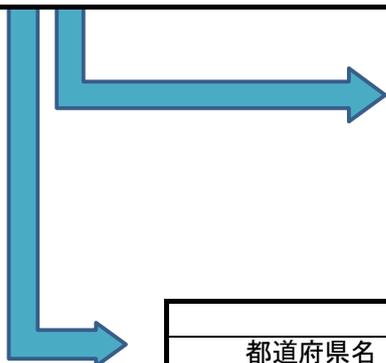
(出典：T A C報告より水産庁作成) ※括弧内は未利用分の繰り越しによる変更後の数字

## 2 配分(案)

- (1) 過去3か年(令和2年から令和4年まで)の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- (2) 配分量は別紙のとおり。

## 令和8管理年度すけとうだら日本海北部系群漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
すけとうだら日本海北部系群	26,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業	17,500

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	8,400	秋田県、山形県及び新潟県については、現行水準とする。

## 令和 8 管理年度における漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について（すけとうだら日本海北部系群）

### 1 背景

令和 7 管理年度において、すけとうだら日本海北部系群の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更のうち、以下に掲げるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、事前に水産政策審議会の了承を得て、事後報告で対応できることとしている。

- (1) 資源管理基本方針別紙 2-9 の第 6 の 3 に基づき行う、管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分の翌管理年度への繰越しに伴う数量の変更
- (2) 特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和 2 年 12 月 1 日付水産庁資源管理部長通知、令和 4 年 12 月 26 日最終改正。）に則り大臣管理区分と北海道との間で行う融通に伴う数量の変更

### 2 令和 8 管理年度の取扱い

上記 1 に掲げる数量の変更については、引き続き事後報告で対応できることとする。

### 3 数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量を遅滞なく公表する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項）。また、都道府県別漁獲可能量を変更したときは、これを通知する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 4 項）。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、漁業法第 16 条第 5 項の規定で準用する同条第 2 項から第 4 項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

### 4 上記 2 によるもの以外の変更の取扱い

上記 2 によるもの以外の変更の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更を行おうとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項）